



平成 28 年 12 月 21 日
電力広域的運営推進機関

電気供給事業者に対する指導について

本日、電力広域的運営推進機関（以下、「当機関」という。）は、業務規程第 179 条第 1 項の規定に基づく電気供給事業者に対する指導を行いましたのでお知らせいたします。

1 対象となった電気供給事業者の商号

中部電力株式会社

2 事案の概要

中部電力株式会社が、当機関に提出した平成 28 年 11 月 3 日分の需要調達計画等、発電販売計画等において、本来記載されるべき値と大きく乖離する値が記載されたこと（以下、「誤提出」という。）について、当機関は、報告を求め確認を行った結果、業務規程第 179 条第 1 項第 7 号に規定する「電気供給事業者が、法令、本機関の定款、本規程又は送配電等業務指針に照らして不適切な行為を行っていることが認められるとき」に該当すると判断し、本日、同社に対して指導を行いました。

3 指導内容

- (1) 今回の誤提出は、ヒューマンエラーに加えて、システム面および組織管理面の歯止めがなかったことが重なって発生したことから、システム改善および体制強化を確実に実施し、現時点で未実施の対策については、完了次第、その結果を報告すること。
- (2) 需要調達計画等および発電販売計画等の提出に関する業務全般について、同様の事象が発生することのないよう網羅的な点検を行い、完了次第、その結果を報告すること。

4 添付資料

事案の詳細について

以 上



電力広域的運営推進機関

Organization for Cross-regional Coordination of
Transmission Operators, JAPAN

事案の詳細について

1 誤提出の内容および原因

誤提出内容の一例として、需要計画については、午前 0 時から午前 11 時のトータルで、約 1.4 億 kWh の計画を提出しようとしたところ、約 0.2 億 kWh の計画を提出しており、本来提出しようとした値と実際提出した値との乖離率は、最大で約 93% となつた。

この乖離が生じた直接の原因是、当機関が同社に対して実施したヒアリング等から、次の 3 点であることを確認した。

- ① 同社の当直担当者が、操作マニュアルどおりにシステムの操作を行わず、その結果、誤った計画を作成したこと。
- ② 計画を当機関に提出する前に、システム操作者自らが、計画値の異常の有無を確認する運用ルールとなっていたにもかかわらず、それが行われなかつたこと。
- ③ ①、②に関し、第三者による二重チェックの仕組みやルールがなかつたこと。

2 指導の理由

今回、実際の需給への影響は生じなかつたものの、同社の大幅な計画値の誤りが、需給運用に与える影響は大きい。

同社が当機関に提出した平成 28 年 11 月 3 日分の需要計画は、合理的な需要予測に基いて策定、提出されたものとはいえず、送配電等業務指針第 138 条第 2 項第 1 号に照らして不適切であったと認められる。同じく、販売計画が、発電計画と調達計画の合計に合致しないものであった点は、同指針第 139 条第 3 項に照らして不適切であったと認められる。

また、同社は、誤提出を防止するためのシステム機能、組織体制、業務運用ルールを整備していなかつた。さらに、誤提出の後、同社の当直担当者は当機関の職員からの連絡を受け、誤りを認識したにもかかわらず、当該誤りを是正するための変更計画の提出方法を十分認識していなかつたため、問題発覚後に悪影響を最小限に食い止めるための適切な事後対応が行われなかつた。

以上から、業務規程第 179 条第 1 項第 7 号に規定する「電気供給事業者が、法令、本機関の定款、本規程又は送配電等業務指針に照らして不適切な行為を行っていることが認められるとき」に該当すると判断した。

参照条文

(1) 業務規程

(指導・勧告の実施)

第 179 条 本機関は、電気供給事業者が次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、法第 28 条の 40 第 6 号に基づき、当該電気供給事業者に対する指導又は勧告を行う。

一～六 (略)

七 電気供給事業者が、法令、本機関の定款、本規程又は送配電等業務指針に照らして不適切な行為を行っていることが認められるとき

八 (略)

2 (略)

(2) 送配電等業務指針

(託送供給契約者による計画の提出)

第 138 条 託送供給契約者は、供給区域ごとに、別表 8-1 に定める需要計画、調達計画及び販売計画（以下「需要調達計画等」という。）を、同表に定める提出期限までに、本機関に提出しなければならない。

2 需要調達計画等には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

一 需要計画 合理的な予測に基づく需要の想定

二～三 (略)

3～5 (略)

別表 8-1 (略)

(発電契約者による計画の提出)

第 139 条 発電契約者は、供給区域ごとに、別表 8-2 に定める発電計画、調達計画及び販売計画（以下「発電販売計画等」という。）を、同表に定める提出期限までに、本機関に提出しなければならない。

2 (略)

一～三 (略)

3 発電契約者は、原則として、翌日計画以降においては、発電計画と調達計画の合計は販売計画と一致させなければならない。

4 (略)

別表 8-2 (略)

以上